

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所  
編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510  
法務部 03-6821-9520  
商標部 03-6821-9540  
FAX 共 通 03-6821-9550



2024・2・10

特許権は人間に限定

## 英国の最高裁、AIを発明者と認めず

英国の最高裁は、人工知能（AI）について、現行法ではAIを発明者とするることはできず、特許権は認められないとの判決を下した。特許権を得られるのは人間だけとした下級審の判決を支持した。

米国のコンピューター科学者が、自身が開発したAI「DABUS」が考案したとする「食品用容器」と「点滅信号」に関し、AIを「発明者」として英国で特許を出願したが、知財当局が2019年に「機械は発明者になれない」と認めなかつたため、訴えを起こしていた。

最高裁は現行の法律では「発明者は人間でなければならない」として、下級審と同様にAIが特許権を得ることを認めないと判断を下した。

## 人気ショルダーバッグを模倣 ▽ユニクロ▽ 中国発通販サイト「SHEIN」を提訴

衣料品大手のユニクロは、中国発のファッショントン販サイト「SHEIN(シーイン)」でショルダーバッグの模倣品が販売されているとして、運営会社など3社を東京地方裁判所に提訴したと発表した。ユニクロは3社の行為が不正競争防止法に違反するとして、販売停止と約1億6,000万円の損害賠償を求めている。

ユニクロによると、「SHEIN」で販売されている商品は、ユニクロが販売する人気商品「ラウンドミニショルダーバッグ」と色や柄が異なった場合でも本体やベルトなどの形状が酷似しているとしている。

ユニクロは、去年9月までに該当する「SHEIN」の商品を把握し、ホームページ上で消費者向けに模倣品・類似品について注意喚起していたが、今回、企業ブランドと商品の品質に対する信頼を大きく損ねているとし

て、提訴に踏み切った。賠償額は、模倣品による自社商品の販売減少分などとしている。

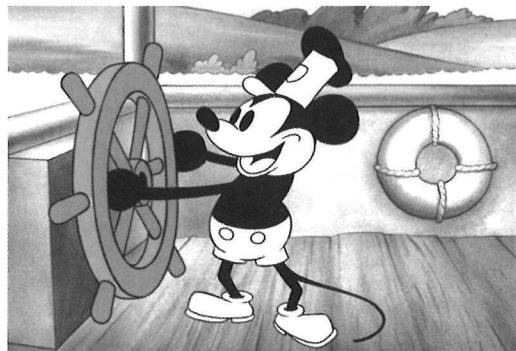
## パブリックドメイン（共有財産）に

## 初代ミッキーマウスの著作権が消失

米ウォルト・ディズニーの人気キャラクター「ミッキーマウス」の初代版が、米国で2024年1月1日からパブリックドメイン（公共財産）となった。著作権の保護期間が2023年末で切れたため、基本的に誰でも映画やゲームでの二次創作が可能になる。

ただし、パブリックドメインの対象となるのは、ミッキーマウスが初めて登場した白黒短編アニメーション作品「蒸気船ウイリー」（1928年）に登場するデザインに限られている。この映画のミッキーマウスは、現代版のミッキーマウスとは顔や体型などが異なり、白い手袋をはめていないなどの特徴がある。ミッキーには作品ごとに著作権があるため、ミッキーのデザインであれば、何でも自由に使えるようになるわけではない。

また、初代版のミッキーマウスの著作権が切れたとしても、ウォルト・ディズニー社が有するミッキーマウスの商標は保護されているため、商用目的で「ミッキーマウス」という名称やロゴを自由に使えるわけではない。



1928年の短編アニメ「蒸気船ウイリー」の一場面

(米ディズニーの公式ホームページより)

## 解説

**進歩性の判断（阻害要因、顕著な効果）**  
**知的財産高等裁判所 令和4年（行ケ）**  
**第10113号 審決取消請求事件**  
**令和5年11月14日判決言渡**

**第1 事案の概要**

原告は、発明の名称を「表示装置」とする特願2019-208203号（本件特許出願）の出願人である。本件特許出願に拒絶査定を受けた原告は拒絶査定不服審判請求とともに、特許請求の範囲の請求項1を補正した。特許庁は、不服2022-4857号として審理し、本件補正発明は、米国特許出願公開第2014/0285477号明細書（引用文献1）記載の発明などに基づいて当業者が容易に発明ができるものであるとして「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）を下した。原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起したものである。

**第2 判決**

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

**第3 理由**

## &lt;本件補正発明&gt;

補正後の特許請求の範囲の請求項1に係る発明（本件補正発明）は次のとおり。

## 【請求項1】

表示光を放出するため2次元的に配置された画素を備えた表示パネルと、外光を検出する少なくとも1つの光センサと、を備え、印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現するために、前記表示パネル内の特定領域において、前記光センサで検出される、外部から前記表示パネルの前記特定領域に入射する外光の光束に対して、前記特定領域内の画素から出射される光束が、所定の割合の拡散反射率と前記特定領域に入射する外光の光束との積により制御され、前記画素の放射光強度の角度依存性が、ランベルトの余弦法則に基づき、完全拡散板の均等拡散分布になる、もしくは輝度の半值角が120°以上で、基板面垂直方向からなだらかに減少する配光分布を有し、

前記印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現する場合の画素の輝度は、前記光センサで検出された照度を用いて、画素の輝度 = 拡散反射率 × 照度 / π の計算式に基づき設定されることを特徴とする表示装置。  
 <本件補正発明と引用発明との間の相違点>

本件審決が認定した本件補正発明と引用発明との間の相違点1、相違点2【相違点1】

本件補正発明は、「前記画素の放射光強度の角度依存性が、ランベルトの余弦法則に基づき、完全拡散板の均等拡散分布になる、もしくは輝度の半值角が120°以上で、基板面垂直方向からなだらかに減少する配光分布を有する」ものであるのに対して、

引用発明は、このような配光分布を有するものであるとの特定がない点。  
 【相違点2】

本件補正発明では、「前記印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現する場合の画素の輝度は、前記光センサで検出された照度を用いて、画素の輝度 = 拡散反射率 × 照度 / π の計算式に基づき設定される」のに対して、

引用発明では、測定された周囲光の照度に基づいて決定された、表示画素のRGBサブ画素の最大輝度値及び最小輝度値を参照して、表示画素のそれぞれのサブ画素に関連付けられた画像データのRGB色値をスケーリングし、画像データのスケーリングされたRGB色値は、周囲光の照度がしきい値を下回るときに最小輝度を維持するように、ディスプレーのためのプリセット値で補償される点。

## &lt;原告が主張した取消事由と知財高裁の判断&gt;

原告が主張した取消事由1（相違点1及び2についての容易想到性の判断の誤り）における、有機発光表示装置がランベルト分布に近い発光分布を持つとはいえないこと、引用文献1における照度値と放射輝度が比例関係（比例定数  $p/\pi$ ）とはいえないこと、引用文献3から技術常識3は認定できること、技術常識2は表示装置の制御に適用できる技術常識ではないこと、に関しては、引用文献の記載や証拠を踏まえると、原告らのこれらの主張はいずれも採用することができないとされた。

## &lt;阻害要因&gt;

原告らは、引用発明は周囲光の照度がしきい値を下回るときに最低輝度を維持するような制御をするもの（最低輝度の維持制御技術）であり、本件補正発明のように照度と放射輝度が比例関係となるような構成（照度輝度比構成）を採用することには阻害要因がある旨主張する。

引用文献1の記載に照らすと、引用文献1に記載されている発明は、表示装置と紙の発光の仕組みの違いを踏まえつつ、表示装置においても印刷物のような自然な画像品質を提供することを目的として、これを実現するため、周囲光特性及び実質的な紙の光学特性を用いて、紙に印刷された画像コンテンツの特性を模倣しようとするものと認められる（本件審決が認定する引用発明の第1段落部分参照）。

このような引用発明において、紙の光学特性（紙のような印刷表示媒体を反射面とする外光の照度とその反射光の輝度は比例関係にある）を用いて、表示装置の表示における外光の照度と放射輝度の関係を、印刷表示媒体を反射光とする外光の照度とその反射光の輝度の関係に一致させることにより、外光による印刷表示媒体の外観を模した表示画像とすること、すなわち技術常識3を適用することは、ごく自然なものというべきである。

引用文献1には、原告らの主張するとおり、最低輝度の維持制御技術の開示があり、本件審決はこれを引用発明の構成要素として認定している（本件審決の認定に係る引用発明の第3段落部分）。しかし、引用文献1の記載事項全体を踏まえてみれば、最低輝度の維持制御技術の位置づけは、「一実施形態」であり、本来の目的との関係で必須のものとはされていない。引用文献1における記載（「…してもよい」）も、これを裏付けるものである。

また、最低輝度の維持制御技術は、周囲光の照度がしきい値を下回るときに初めて発動されるものであって、それ以外の条件下においては、照度輝度比構成と矛盾・抵触するものではなく、むしろこれを前提とするものといえる。すなわち、最低輝度の維持制御技術と照度輝度比構成とは、技術思想としては両立・並存するものということができ、引用発明が最低輝度の維持制御技術を有するものであるとしても、照度輝度比構成の採用を必然的に否定するような関係にはない。

以上の検討を踏まえると、引用発明に含まれる最低輝度の維持制御技術は、引用発明と技術常識3を組み合わせる阻害要因になるものではないというべきである。

以上によれば、引用発明において、相違点2に係る本件補正発明のように、紙の光学特性を模倣して照度と輝度を比例関係として構成することは、当業者が容易に想到し得たと認められる。

## &lt;顕著な効果&gt;

原告らは、本件補正発明が、あたかも表示装置が紙のような印刷媒体であるかのような感覚を与えるという課題を解決するために、あえて引用発明にない技術事項を備え、これにより、本件補正発明は、引用発明と比較して、より、あたかも表示装置が紙のような印刷媒体であるかのような感覚を与えることができるという有利な効果を奏す旨主張する。

しかし、原告らが主張する本件補正発明の効果は、あたかも表示装置が紙のような印刷媒体であるかのような感覚を与えることができるということに尽きるところ、引用文献1の記載事項に照らすと、当業者が当該記載事項及び技術常識から十分に予測可能なものであり、その顕著性も認められない。

**第4 考察**

特許審査基準によれば、進歩性の判断は次のように行われる。まず、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に關し、技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆のようない、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け、等の進歩性が否定される方向に働く要素に係る諸事情に基づき、副引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして、主引用発明から出發して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かが判断される。ここで論理付けができると判断した場合、次に、有利な効果や、副引用発明が主引用発明に適用されると主引用発明がその目的に反するものとなるような場合などの阻害要因、等、進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情も含めて総合的に評価し、上述した論理付けができるか否かを判断する。この結果、論理付けができたと判断した場合に、審査官は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

原告が審査取り消しの理由として主張した阻害要因、顕著な効果についての判断が行われた判決である。

実務の参考になるところがあると思われる紹介した。

以上

# 「他人の氏名を含む商標」 登録要件を緩和へ

■改正商標法、令和6年4月1日施行■

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(知財一括法)により、「他人の氏名を含む商標」の登録要件が緩和される。施行日(令和6年4月1日)以後にした出願について適用されることとなる。

創業者やデザイナーの氏名をブランド名として利用するケースは多いと思われる。ただし、現行の商標法においては、他人の氏名を含む商標は、その他人の承諾を得なければ、たとえ自分の氏名であったとしても登録することはできない。

現時点での自分の氏名の商標を出願したとしても、同じ氏名を持つ人全員の承諾を得ることができる場合や、同じ氏名の人が他にいないといった特殊な場合を除いて拒絶されてしまうため、その登録は極めて困難といえる。

現行法では、創業者やデザイナーの氏名を今後ブランド名として採用する場合だけでなく、

既に周知・著名となっているブランドまでも同じ氏名の他人が存在すれば、商標権による保護を受けられないこととなり、その点が問題視されていた。

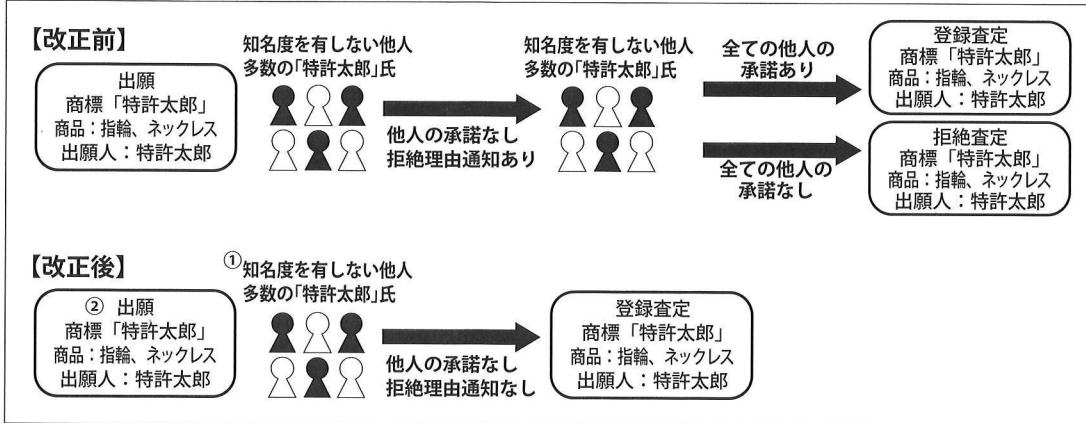
今回の改正では、「他人の氏名」に一定の知名度の要件と、出願人側の事情を考慮する要件(政令要件)を課し、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和する。

具体的には、次の2つの条件を満たした場合、他人の承諾なしに商標登録できることになる。

1. 氏名に一定の知名度を有する他人が存在しない
2. 商標構成中の氏名と、出願人との間に「相当の関連性」があり、商標登録を受けることに「不正の目的」がない

「相当の関連性」とは、例えば、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名など。

また、「不正な目的」とは、例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的など。



出典：特許庁「他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和」

## 「はま寿司」が「かつぱ寿司」提訴

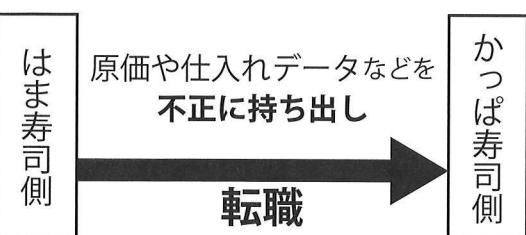
### 営業秘密を不正入手・使用

回転ずし大手「かつぱ寿司」を運営する「カッパ・クリエイト」の前社長が、ライバル会社「はま寿司」の営業秘密を不正に入手して利用した事件をめぐり、はま寿司の親会社のゼンショーホールディングス(HD)は、前社長やカッパ社などに対し、営業秘密の使用禁止や廃棄、5億円の損害賠償などを求めて東京地裁に提訴したと発表した。

ゼンショーハーDからカッパ社に転職した前社長は、2020年、はま寿司の原価データなどを不正に持ち出したなどとして、不正競争防止法違反

(営業秘密領得)の罪で起訴され、東京地裁で有罪が確定している。

ゼンショーハーDによると、事件の捜査や裁判の過程で、はま寿司各店舗の損益計算書や売上高なども不正取得され、カッパ社内で開示されていたことを確認したとしている。63億円以上の損害が出たと推計した上で、カッパ社や前社長にその一部として5億円を請求し、情報の廃棄なども求めている。



# 審 決 紹 介

本願商標「BIG BOSS」は、商標法4条第1項第15号に該当する、と判断された事例（不服2022-20082、令和5年9月21日審決）

## 1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「BIG BOSS」の文字を標準文字で表しており、第25類「被服、ガーター、靴下留め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服」を指定商品として、令和3年11月8日に登録出願されたものである。

原審では、令和4年2月9日付けで拒絶理由の通知、同年7月28日受付で意見書の提出、同年9月5日付けで拒絶査定されたもので、これに對して同年10月10に本件拒絶査定不服審判が請求されている。

## 2 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「BIG BOSS」の文字を標準文字で表している。

一方、北海道札幌市在住の株式会社北海道日本ハムファイターズは、球団のグッズとして、Tシャツ等を含む様々な商品を販売しているところ、同社が開催した新監督の就任会見では、「BIGBOSS」と記載された名刺を卓上陣に配布され、その名刺は「就任会見時」の監督であることを示すものである。ビッグボスでお願いします。」の發言とともに多くの報道され、日本中で話題となっていることから、「BIGBOSS」（以下引用商標）といふは、本願商標の登録出願時において、広く知られた商標といえる。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用するときは、その商品があたかも前記会社の業務に係る商品であるかのように、あるいは前記会社と組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。

## 3 当審による審査（令和5年7月3日付け審査）

審査において、本願商標が商標法第4条第15号に該当する旨の暫定的見解を、戦権調査結果を含む証拠とともに通知し、請求人の意見を求めた。

## 4 請求人の意見（令和5年7月3日付け答書）

引用商標は、報道によって北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として一定程度知られているとしても、同球団の業務に係る商品又は役務を表示するものとして知られているものではなく、強制的の程度は低く、同球団の「ワスマーカーではないとともに、本願商標の指定商品と商品や役務の出所に密接な関連性はない、取引業者や需要者などにおける共通性の程度は低い。

したがって、本願商標をその指定商品に使用した場合でも、その商品があたかも北海道日本ハムファイターズの業務に係る商品であるかのように、あるいは同球団と組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生じるおそれがない。

## 5 当審の判断

### （1）引用商標の著姓について

ア 「甲1-○」、「甲2-○」と表記する。並びに当審による戦権調査結果を含む証拠によれば、以下の通り認められる。

（ア）プロ野球球団である北海道日本ハムファイターズは、2021年11月4日に新庄剛志新監督の就任記者会見を開催し、その場において同の肩書きを「BIGBOSS」とすることが公表された（甲1-2、4）。

（イ）種々のインターネット上のメディアにおいて、上記就任会見の内容及び様子は、以下のとおり、同日又は翌日中に広く報道された。

a 「産経新聞」のウェブサイトにおいて、「新庄氏、名刺の肩書きは『BIGBOSS』」の見出しの記事情報が掲載されている（甲1-4）。

b 「スポーツ」のウェブサイトにおいて、「日本ハム・新庄新監督 名刺は『BIG BOSS SHINJO』就任会見で報道陣全員に配布」の見出しの記事情報（2021年11月4日付け）が掲載されている（甲1-5）。

c 「スポーツ報知」のウェブサイトにおいて、「【日本ハム】新庄新監督が『BIGBOSS』の特製名刺を配布『監督』呼び禁止令」の見出しの記事情報（2021年11月4日付け）が掲載されている（甲1-6）。

d 「日刊スポーツ」のウェブサイトにおいて、「新庄新監督のビッグボス名刺が話題に『欲しい』『名刺交換しない』の見出しの記事情報（2021年11月5日付け）が掲載されている（甲1-7）。

e 「デイリー」のウェブサイトにおいて、「新庄剛志監督『BIGBOSS』と呼んで』名刺には「BIGBOSS SHINJO』の見出しの記事情報（2021年11月4日付け）が掲載されている（甲1-8）。

（ウ）上記報道に加えて、当審による戦権調査によれば、引用商標「BIGBOSS」（ビッグボス）を北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として紹介する新聞記事情報が、以下のとおり確認できる。

a 「朝日新聞」の「[新庄就任]、さあ第2幕 日本ハム監督就任、新球場「鳥肌立った」」の見出しの記事情報（2021年11月5日付け）において、「監督とは呼ばないで下さい。BIGBOSS（ビッグボス）！でお願いします。」の記載がある。

b 「日刊スポーツ」の「新庄監督「優勝目指しません」の見出しの記事情報（2021年11月5日付け）において、「呼び名はBIGBOSS」の記載がある。

c 「東京読売新聞」の「[新庄劇場] 再び 日本ハム新監督就任」の見出しの記事情報（2021年11月7日付け）において、「[ビッグボス]と呼んで』、『監督ってみなさん呼ばないでください。ビッグボスでお願いします。」の記載がある。

d 「日刊スポーツ」の「[日本ハムサントリーカープboss]」の見出しの記事情報（2021年11月7日付け）において、「新庄監督が就任会見で『BIGBOSS』がレコードでやっていました。」の記載がある。

e 「日刊スポーツ」の「BIGBOSSリハーサル終了つかみは花丸」の見出しの記事情報（2021年11月11日付け）において、「BIGBOSSこと日本ハム新庄剛志監督（49）が、わずか3日で若手たちの心をガチリつけた。」の記載がある。

f 「朝日新聞」の「BIGBOSS」お出し 日本ハム、札幌ドームで「ファンフェス」の見出しの記事情報（2021

年12月1日付け）において、「新庄監督が登場したのは、イベント後半。球場内のスクリーンに「BIGBOSS」の文字が映し出されるたびに、ファンの声が頂点に達した。」の記載がある。

g 「毎日新聞」の「プロ野球：プロ野球 登録名『BIGBOSS』日本ハム・新庄監督」の見出しの記事情報（2022年3月25日付け）において、「日本ハムの新庄監督が2回目、今季の登録名を本名ではなく、自ら選行させた愛称『BIGBOSS（ビッグボス）』にした。」の選手にもファンにもすぐに浸透した愛称がすこぶる気に入っている様子だ。」の記載がある。

（エ）日本野球機構における北海道日本ハムファイターズ監督の登録者名は、2022年3月24日に「BIGBOSS」に変更された（甲2-2）。

（オ）北海道日本ハムファイターズの販売するレプリカユニフォームやTシャツなどには、「BIGBOSS」の文字を表示するものもある（甲2-1）。

イ 以上の認定事実によれば、北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書きとして、2021年11月4日の就任記者会見において公表され、同氏の日本野球機構における登録者名にもなった引用商標「BIGBOSS」が、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者との間に、同氏の別称（愛称）としてすぐに浸透、定着し、広く知られていることが認められる。

そうすると、引用商標は、北海道日本ハムファイターズが、「野球の興行の開催」の役務と関連して、同球団の新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として使用し、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者との間ににおいて、広く知られるに至っているといえる。

そして、引用商標の周知度は、当該名称の公表直後から数日間のスポーツ新聞や一般紙を含めた様々なメディアを通じて継続した報道により、本願商標の登録出願時点において既に確立されたものといえる。

## （2）商標法第4条第1項第15号について

ア 本願商標は、「BIG BOSS」の文字を標準文字で表してなるところ、引用商標である「BIGBOSS」の構成文字を含むものであるから、類似性の程度は極めて高い。

イ 引用商標は、上記（1）のとおり、北海道日本ハムファイターズが、「野球の興行の開催」の役務と関連して、同球団の新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として使用し、本願商標の登録出願時及び現時点において、我が国において、広く知られるに至っているものである。

ウ 引用商標の使用によるプロ野球球団の業務は、主として「野球の興行の開催」の役務の提供ではあるが、その選手や監督のユニフォームには選手名や監督名などが表示されることもあり、上記（1）（オ）のとおり、同様のレプリカユニフォームやTシャツ（引用商標を表示するものもある。）などの関連グッズも販売されていることを踏まえると、それら商品は本願商標に係る指定商品とは関連性がある。

エ 以上を踏まえると、本願商標をその指定商品に使用した場合には、これに接する需要者は、著名な引用商標や、北海道日本ハムファイターズとの関連性を連想、想起するので、同球団と営業上の関係又は商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると認認するおそれがある。

## （3）請求人の主張について

ア 請求人は、北海道日本ハムファイターズの新監督就任会見が開かれた日から本願商標の登録出願日までのわずか4時間という短期間における引用商標に関する報道により、本願商標の登録出願日における引用商標の著姓の有無を推測することができ、また、関連グッズが既に販売されていたかどうかや、販売実績や広告宣伝実績が不明であるが、引用商標は、同球団の監督の肩書きとして一定程度知られているとしても、本願商標の登録出願時に決算時に、同球団の業務に係る商品等を表示するものとして取扱い、需要者の間で広く認識され、著名なっていないとはいえない旨を主張する。

しかしながら、上記（1）のとおり、北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書きとして、2021年11月4日の就任記者会見において公表され、同氏の日本野球機構における登録者名にもなった引用商標「BIGBOSS」は、新聞やインターネット上のメディアを含む様々な媒体などを通じて広く周知、報道された結果、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者の間において、同氏の別称（愛称）としてすぐに浸透、定着し、広く知られていることが認められる。

そうすると、引用商標は、北海道日本ハムファイターズが、「野球の興行の開催」の役務と関連して、同球団の新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として使用し、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者の間において、広く知られるに至っているといえる。

そして、引用商標の周知度は、当該名称の公表直後から数日間のスポーツ新聞や一般紙を含めた様々なメディアを通じて継続した報道により、本願商標の登録出願時点において既に確立されたものといえる。

イ 請求人は、引用商標は、報道によって北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として一定程度知られているとして、同球団の業務に係る商品又は役務を表示するものとして知られているのではなく、強制性的程度は低く、同球団の「ワスマーカーではないとともに、本願商標の指定商品と商品や役務の出所に密接な関連性はない、取引業者や需要者などにおける共通性の程度は低くから、本願商標はその指定商品に使用した場合でも、その商品があたかも球団の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生じるおそれはない旨を主張する。

しかしながら、上記（2）のとおり、北海道日本ハムファイターズの新庄剛志監督の肩書きとして、2021年11月4日の就任記者会見において公表され、同氏の日本野球機構における登録者名にもなった引用商標「BIGBOSS」は、新聞やインターネット上のメディアを含む様々な媒体などを通じて広く周知、報道された結果、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者の間において、同氏の別称（愛称）としてすぐに浸透、定着し、広く知られていることが認められる。

そうすると、引用商標は、北海道日本ハムファイターズが、「野球の興行の開催」の役務と関連して、同球団の新庄剛志監督の肩書き又は別称（愛称）として使用し、我が国のプロ野球ファンだけでなく一般需要者の間において、広く知られるに至っているといえる。

そして、引用商標の周知度は、当該名称の公表直後から数日間のスポーツ新聞や一般紙を含めた様々なメディアを通じて継続した報道により、本願商標の登録出願時点において既に確立されたものといえる。

## お し ら せ

### ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和39(1964)年 商標登録第 646237号～第 649195号  
 ↗ 49(1974)年 商標登録第1073304号～第1079255号  
 ↗ 59(1984)年 商標登録第1698421号～第1705592号  
 平成6(1994)年 商標登録第2683508号～第2691098号  
 平成6(1994)年 商標登録第3000003号～第3001516号  
 平成16(2004)年 商標登録第4782542号～第4791678号  
 平成26(2014)年 商標登録第5682104号～第5689504号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。  
 更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

### ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかつた特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

### ●特許、商標の出願状況（推定）

|          | 特 許    | 商 標    |
|----------|--------|--------|
| 令和5年11月分 | 22,493 | 13,061 |
| 前 年 比    | 94%    | 95%    |

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。